

## 第4章 計画の推進にあたって

### 1 高齢者施策の総合的な推進

#### 1 - 1 地域包括ケア体制の推進

##### (1) 地域で支えあう体制づくり

超高齢社会化とともにますます増加・多様化が予想される福祉ニーズ、地域課題に対応していくには、住民主体のきめ細やかな支え合い活動・事業への期待が一層大きくなっていきます。そこで基礎となるのは、高齢者の生活により身近な地域における体制づくりです。

現在は、民生委員児童委員がひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯への訪問活動を行うと共に、社会福祉協議会もひとり暮らし高齢者を訪問し、心身の状況等の実態を把握し、生活上の相談等を行っています。また、処遇困難な高齢者に対しては在宅介護支援センターが継続的なフォローを行うなど各機関がそれぞれ役割を分担しており、訪問した中で問題等が発生し、対応が必要な高齢者が出た場合は、市・地域包括支援センター・在宅介護支援センター・社会福祉協議会が情報を共有しながら対応をしています。

また、孤立しがちなひとり暮らし高齢者世帯等を地域で見守り支援していくことにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりを目指す地域安心生活サポート事業やふれあい活動の促進と拠点となるふれあい活動センターを設置し、ふれあい活動圏の創出を目指すふれあい活動圏創成事業も視野にいれ、それぞれの地域の実情を踏まえた住民の交流や支え合いの体制づくりを支援し、進めていきます。

##### (2) 医療・保健・福祉等の連携強化

介護予防施策の強化、利用者の立場に立ったサービス提供体制の確保、地域見守りネットワークづくりなどが求められる中では、医療・保健・福祉及び高齢者の生きがいや社会参加を支える就業、生涯学習・スポーツ、まちづくり等の連携関係づくりを一層強化する必要があります。

本市では、逗葉医師会、逗葉歯科医師会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ズシップ連合会等の連携を軸に、警察署や消防署、主要交通機関、商店街などとも連携を図り、各地域における支援体制づくりをバックアップしていきます。

##### (3) 地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の推進

(1)(2)を地域において推進するため、地域包括支援センターを中心とした、日常生活圏域ごとにおける高齢者の実態把握、各種支援策の実施状況の把握、諸施策の評価などを行っています。そのためには、関係機関・団体・人材が、連絡・連携する体制を構築するとともに、地域住民がこの体制を有効に活用しながら協力体制を確立していくことが重要です。

また、高齢者の個別ニーズに対応し、介護保険サービス、保険外サービス、医療、福祉・権利擁護などを総合的に提供していくために、地域包括支援ネットワークを構築していく必要があります。これらのネットワークづくりには、地域の社会資源の参加が重

要になります。

本市では、地域包括ケアのコーディネート役である地域包括支援センターを中心に、地域包括ケアシステムの構築に努めていきます。また、これらのセンターの公正・中立性の確保、センターの円滑かつ適正な運営を図っていくため、「地域包括支援センター運営協議会」においてご意見を聞きながら、評価・検討していきます。

## 1 - 2 行政の体制作り

### (1) 市内体制の充実

高齢者福祉施策の連携を高めるとともに、高齢者の健康・生きがいづくり、福祉向上と密接な関係にある医療、保健、生涯学習・スポーツ等を担う部署とも、緊密な連携を図りながら諸施策を展開していきます。

### (2) 広域的な連携関係の充実

多様化するニーズに対し、居宅、施設の各サービスを選択していくことができる環境を用意するためには、本市のみでなく県や近隣市町村との広域的な連携が必要になります。そこで、情報交換はもとより、連携関係を一層強化しながら、ともに市民ニーズに応えていける環境づくりを進めていきます。

## 2 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理及び評価は、「逗子市高齢者保健福祉計画懇話会」でご意見を聞きながら毎年実施し、時代状況の変化や、国・県の制度変化などを鑑み、必要に応じ見直しをしていきます。

